

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 (28215)
地域名 (地域内農業集落名)	細川町 (小二谷)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	13.60 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	13.52 ha
② 田の面積	13.26 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.34 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

地域農業の主たる担い手は、地域の耕作者で構成する既存の集落営農組織(小二谷営農組合)であるが、当地域においても高齢化が進み、耕作者の約6割が65歳以上となっている。
また、将来の営農については、現耕作者は現状維持の意向を示しており、継続した営農は期待できる。
併せて、後継者についても、家族や集落営農組織の意向があるなど、集落の農地の維持管理については、集落内で完結できる状況である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

当地域は酒造好適米としての良質な「山田錦」の産地の一つであることから、引き続き「山田錦」を当地域の主要作物に位置付けるとともに、スマート農業への取組も視野に入れ、集落営農組織を中心とした営農に取り組む。
併せて、規模縮小の意向のある農地については、農地中間管理機構(農地バンク)を通じた新規就農者の受入れなどにより集積化を図り、集落全体として現状の耕作水準を確保・維持できるよう努める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
現在の主要な担い手である集落営農組織による営農を基本としつつ、農地中間管理機構への貸付も進めるなど、集落全体として現状の農地利用の継続的な確保・維持を図る。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	0	%	将来の目標とする集積率
			27 %

(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
集落営農組織はあるが作業受託のため、担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は該当がない。 団地数の半減及び団地面積の拡大などは現状を維持するが、今後、離農や規模縮小する農家が発生した場合は、集落営農組織への集約化を進める。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
集落営農組合を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
今後、規模縮小の意向のある農地を対象に農地中間管理機構を活用し、段階的に農地の集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組
農地の基盤整備については完了済である。集落農地が中山間地域等直接支払制度の対象となっている地理的状況から、そもそも農地の大区画化等が容易ではない。 このため、農地の大区画化等の更なる基盤整備事業への取組については考えていない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
集落営農組織への農作業委託を基本としつつ、代替わりを見据えた後継者を集落営農の新たな担い手として育成していく。 併せて、規模縮小の意向のある農地については、農地中間管理機構を通じた新規就農者の受入れなどにより集積化を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
耕うん、田植えの基幹作業については集落営農組織が中心となって担っており、刈取り以降の作業については大半の農家が兵庫みらい農業協同組合傘下のアグリサポートとライスセンターに委託している。 今後の後継者や担い手の育成状況によっては、個人及び集落営農組織が行っている基幹作業等についても農業協同組合等の他の事業体への農作業委託についても検討していく。 なお、農業散布については、農業者の大幅な負担軽減や集落単位での一斉防除が可能となる観点から、引き続き、兵庫みらい農業協同組合に無人ヘリ防除を委託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①集落全体で有害鳥獣の侵入防止柵の設置などに継続して取り組む。
 ③今後の機械更新の際には、スマート農業への取組も視野に入れ、作業効率の向上や省力化を図っていく。
 ⑦多面的機能支払交付金制度等の事業も活用しつつ集落全体での共同作業を継続し、農地のみならず、水路や農道、ため池などの地域資源を適切に保全管理していく。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)					
		経営作物等	経営面積	作業受託 面積	経営作物等	経営面積	作業受託 面積	目標地図上 の表示	備考	
利用者		水稲	1.32 ha	ha	水稲	1.32 ha	ha	7		
利用者		水稲	1.43 ha	ha	水稲	1.43 ha	ha	8		
利用者		水稲 野菜	1.04 ha	ha	水稲 野菜	1.04 ha	ha	10		
利用者		水稲	0.10 ha	ha	水稲	0.10 ha	ha	14		
利用者		水稲	0.83 ha	ha	水稲	0.83 ha	ha	19		
利用者		水稲 野菜	1.08 ha	ha	水稲 野菜	1.08 ha	ha	22		
利用者		水稲	1.15 ha	ha	水稲	1.15 ha	ha	27		
利用者		水稲	1.08 ha	ha	水稲	1.08 ha	ha	28		
利用者		水稲	1.72 ha	ha	水稲	1.72 ha	ha	29		
利用者		水稲	0.55 ha	ha	水稲	0.55 ha	ha	30		
利用者		水稲	0.36 ha	ha	水稲	0.36 ha	ha	31		
利用者		水稲	0.70 ha	ha	水稲	0.70 ha	ha	32		
集		水稲	ha	0.70 ha	水稲	ha	0.70 ha	33		
			ha	ha		ha	ha			
計			11.37 ha	0.70 ha		11.37 ha	0.70 ha			

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
		病虫害駆除、乾燥調製	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。